

美濃加茂市監査委員告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和 7 年 9 月 4 日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 田 口 智 子

- 1 対象の監査 令和 7 年度 3 月支払分の随時監査(財務監査)
- 2 監査実施日 令和 7 年 4 月 25 日
- 3 監査の結果を通知した日 令和 7 年 4 月 25 日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和 7 年 9 月 2 日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
土木課	【指導】 中之島公園の管理運営に関する基本協定書第 26 条（備品等の貸与）に基づき、ウエーバーコンロの購入代金は、指定管理者から返還を受けること。 今後は、必要に応じ、備品等の貸与について、指定管理者と協議の上、事前に基本協定書の内容の変更を行うこと。	ウエーバーコンロの購入代金（371,180 円）は、指定管理者から返還を受けました。

土木課	【指導】 中之島公園の管理運営に関する基本協定書第26条（備品等の貸与）に基づき、ダナーチェアの購入代金は、指定管理者から返還を受けること。 今後は、必要に応じ、備品等の貸与について、指定管理者と協議の上、事前に基本協定書の内容の変更を行うこと。	ダナーチェアの購入代金（199,980円）は、指定管理者から返還を受けました。
------------	--	--

美濃加茂市監査委員告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和 8 年 6 月 25 日

美濃加茂市監査委員 渡 邊 竜 彦
同 高 井 実 枝

- 1 対象の監査 令和 7 年度 3 月支払分の随時監査(財務監査)
- 2 監査実施日 令和 7 年 4 月 25 日
- 3 監査の結果を通知した日 令和 7 年 4 月 25 日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和 8 年 6 月 24 日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
土木課	【検討】 市が委託する場合は、事業の部分委託ではなく、事業の全部を委託すること。あるいは、事業の一部費用を市が負担する場合は、補助金として支出すること。なお、補助金として支出する場合は、目的に応じた補助要綱を制定すること。	事業全体を市の委託業務として実施し、令和 8 年度 4 月分随時監査時において、「きそがわ日和ワークショップ 2025 実施委託業務」が監査対象案件でしたが、是正・改善等はありませんでした。

土木課	【注意】 今後は、事前に中之島公園の管理運営に関する基本協定書の変更を行うこと。あるいは、事前に別事業としての契約書を作成するなど、事業内容を明確にし、20万円以下の請求書での処理を繰り返すことのないようにすること。	指定管理者との基本協定書の業務仕様書を追加変更し、年度協定書の業務内容に追加しました。
------------	--	--